

第 1 章

指針改定の趣旨

2000年（平成12年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、本県では2003年（平成15年）3月に「岐阜県人権施策推進指針」を策定しました。その後、社会情勢の変化等を踏まえ、5年ごと3度にわたる改定を経て、「一人ひとりの人権が尊重される社会」を目指して、「よく生き合う*力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進等を重点として位置づけ、総合的かつ効果的に施策を推進してきました。

しかし社会には依然として、人命を損なう恐れのあるいじめ、職場におけるハラスメント*、スマートフォンの普及や様々なSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）*の利用拡大に伴うインターネット上の誹謗中傷や、性的指向*及び性自認*を理由とする偏見・差別など、解消に向けて取り組むべき様々な人権問題があります。

また2020年（令和2年）から3年以上にわたり、新型コロナウイルス感染症がまん延し、県内でも感染者や医療従事者、その家族等への偏見や差別が社会問題になりました。

様々な人権問題について、引き続き一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるため、人々の意識に訴えていくことが必要です。

この度の改定は、こうした社会情勢の変化やこれまでの取組を踏まえ、現在の指針を継承・発展させて、新たな人権課題に対応するため、2023年度（令和5年度）からの岐阜県の目指すべき人権施策のあり方について方向性を示すものです。

第 2 章 基本的な考え方

I 基本理念

日本国憲法には、「基本的人権の尊重」、「国民主権」、「平和主義」の3つの原則があります。「基本的人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための権利のことです。

憲法第13条において「すべての国民は、個人として尊重される」とうたっており、「個人として」とは、「一人ひとりの違いを超えて」ということを意味します。そうした「人々の生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」・「人間の尊厳に基づく固有の権利」である人権は、すべての人に平等に保障されなければなりません。

しかしながら、私たちの周りには、様々な偏見や差別など人権に関する深刻な問題が多く発生しており、依然として「人権が尊重される社会」の実現が大きな課題となっています。

自分の権利を主張するだけでは、他の人の権利を侵害する場合があります。一人ひとりが互いを認め合い、他の人の人権を尊重することが、ひいては自分の人権を守ることに繋がります。

また、人と人がつながり、家族や地域を支える力をはぐくむことができるよう、人権に含まれる個別課題が、より広く、より深く「人間の問題」として「響き合い、重なり合う」ような教育・啓発の推進が求められています。

一人ひとりが違うという多様性が尊重される「県民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現に向け、人権に関する総合的かつ効果的な取組の推進及び県民の理解促進を基本理念とします。

1 テーマ

一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して

2 重点対策

(1) 「よく生き合う力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進

地域におけるコミュニケーションの欠如、人間関係の希薄化が問題視されている中、県は、県民一人ひとりが「よく生き合う力」をはぐくむことができるような人権教育・人権啓発のあり方について検討を進めるとともに、人権啓発手法を創意工夫し、行政・教育機関、団体、地域、企業等が一体となった人権教育・人権啓発の推進に努めます。

(2) 市町村の人権教育・人権啓発推進に向けた指針に基づく取組の支援

人権施策推進にあたっては、県民に身近な市町村が、地域の実情に即したきめ細かな取組を行うことが期待されます。これまでに県内全市町村において、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条により地方公共団体の責務とされる人権教育・啓発施策に関する施策が策定されました。県は、各市町村において実情を踏まえた施策が充実されるよう必要に応じて支援するとともに、国や各種団体とも連携して、県内の人権教育・啓発を進めます。

(3) 人権問題の早期発見、迅速な対応、持続的な取組、不断・普段の検証

個別の人権問題への対応については、人権教育・人権啓発による「予防」が重要ですが、その「早期発見」や「迅速な対応」、「持続的な取組」、「不断・普段の検証」も大切です。

県は、人権侵害事案には、個人情報の管理など、より人権に配慮して対応し、国、市町村などの人権関係機関等との連携の強化や情報の共有に努め、庁内における「岐阜県人権施策推進連絡協議会」とも連携を密にして取り組みます。

II 指針の位置づけ

この指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている地方公共団体の責務に基づき策定した現在の指針を継続・発展させ、本県の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにするものです。

県はこの指針に基づき、今後も、国、市町村、関係機関と連携して、より総合的かつ効果的な人権教育・人権啓発に関する施策を積極的に推進します。

分野別施策については、「第4章 分野別施策の推進」において整理し、様々な人権課題に対応した施策を推進します。

III 本県の人権施策の推進体制

(1) 県の推進体制

人権施策を推進するために、人権問題に関する各種団体等の代表や専門家で構成する「岐阜県人権懇話会」*及び「岐阜県地方改善促進審議会」において、県の人権施策の推進方策や県の取り組むべき人権課題に関する意見を聴き、施策に反映させます。

各分野の人権施策を効果的に実施するため、県の人権施策に関係する庁内関係課で組織する「岐阜県人権施策推進連絡協議会」において、相互の連携を図り、事業を展開していきます。

人権啓発事業の推進については、「岐阜県人権啓発センター」*において、人権啓発出前講座や資料貸出によって人権意識の高揚を図るとともに、人権を侵害されたと感じる方々からの相談業務を行います。また、施策分野により、専門の相談窓口を設けます。

教育に関しては、「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、「岐阜県人権教育協議会」を中心に、人権教育を推進します。特に、人権教育における行動力の育成を図る取組として「ひびきあい活動」*を行い、人権問題に対する実践的態度を育成し、人権感覚を高めるなど、様々な人権問題の解決のための教育を実施します。

(2) 国、市町村、関係機関との連携

啓発活動については、国、市町村など関係機関もそれぞれの立場で取り組んでいます。これらの機関と連携して幅広い活動を行うことがより効果的です。

県は、岐阜地方法務局、岐阜県人権擁護委員*連合会及び岐阜市と「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」*を組織し、協議会として、12月の人権週間に合わせた啓発事業を実施するなど、活動を推進します。

また、人権課題に対する正しい理解と認識を広めるため、新聞、テレビ、ラジオなどマスメディアの情報伝達力を活用した広報も推進します。

IV 指針の推進期間

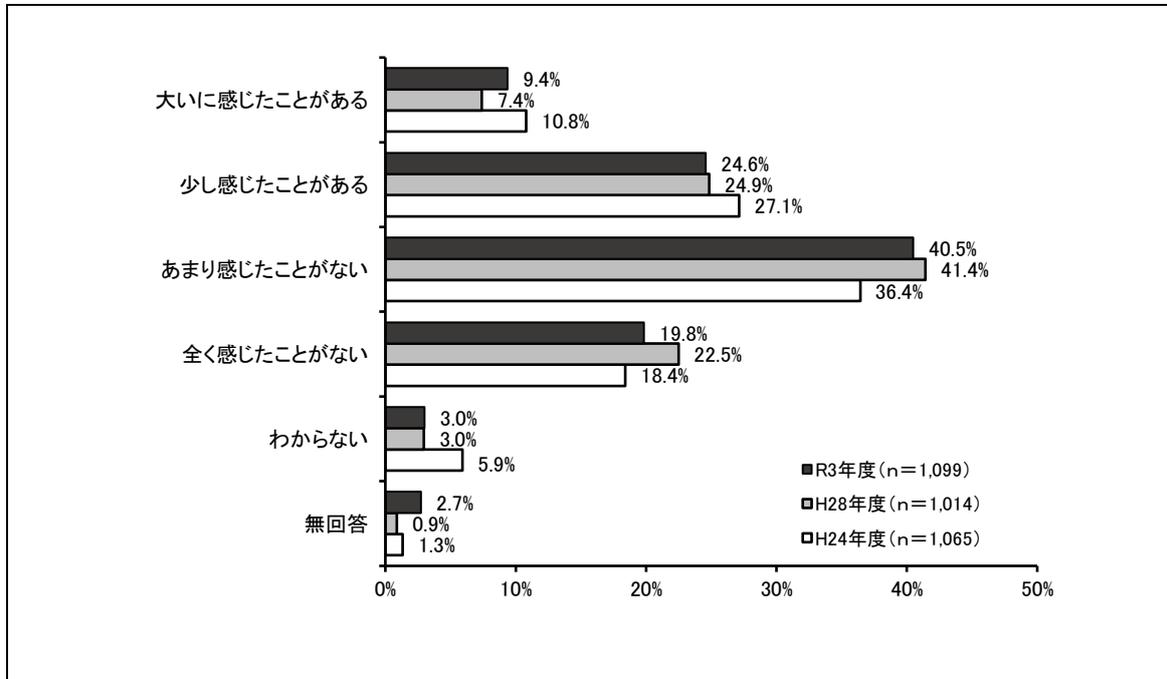
この指針の推進期間は、2023年度(令和5年度)から2027年度(令和9年度)までの5年間とします。

なお、この期間の満了後においても、その成果を踏まえ、国、市町村、関係機関及び県民とともに人権に関する総合的かつ効果的な取組を継続します。

【人権に関する県民意識調査<令和3年12月調査：岐阜県>】（グラフの中のnは回答者を表す。以下、同じ）

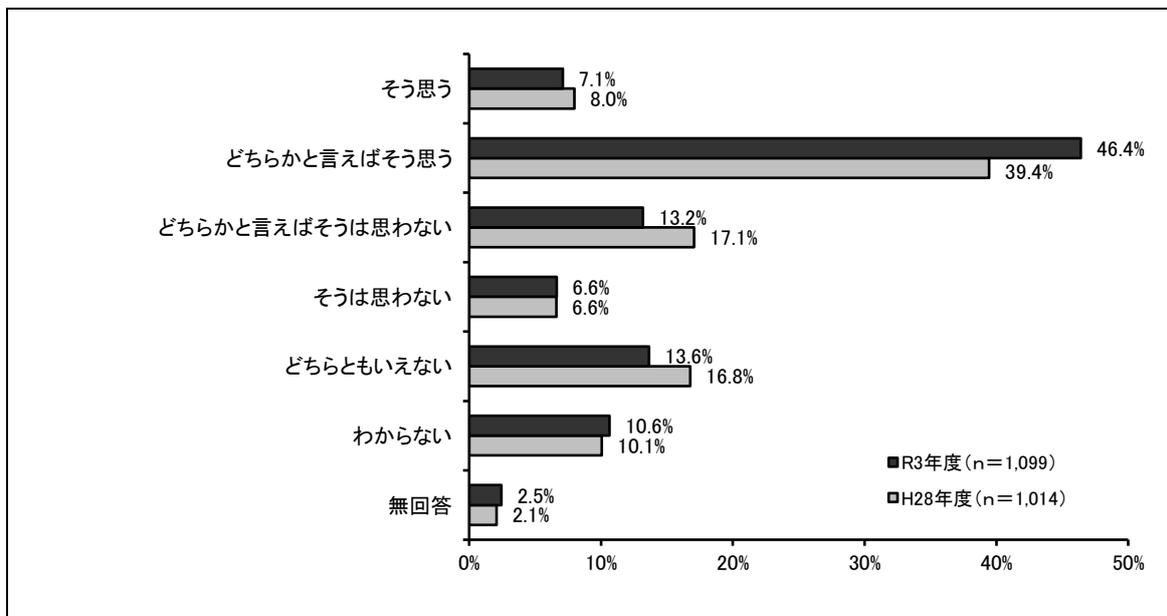
■ 人権侵害の経験について

Q あなたは、これまでに人権を侵害(暴力、脅迫、強要、プライバシーの侵害、差別待遇など)されたと感じたことがありますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



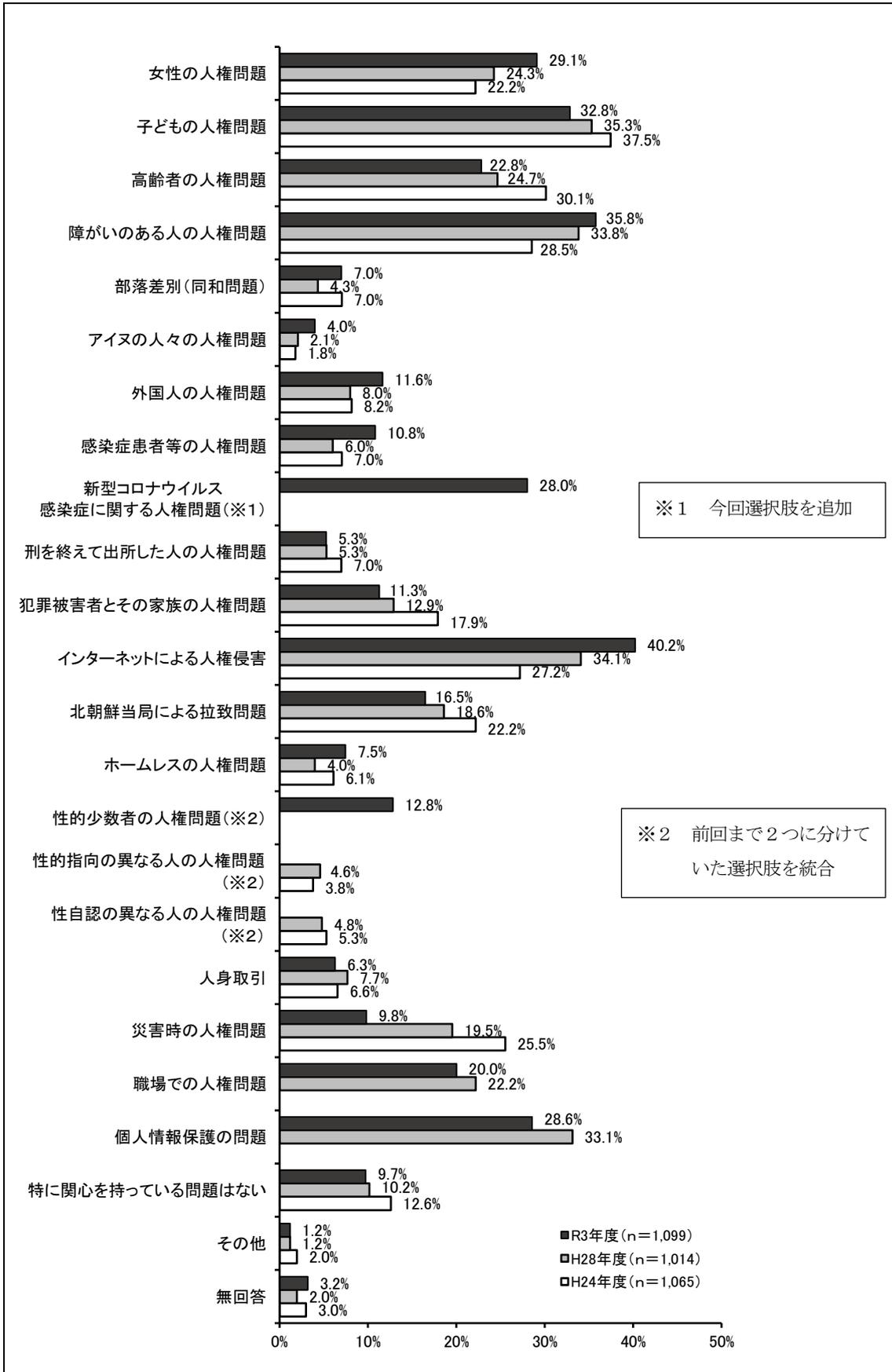
■ 人権意識について

Q あなたの身近で一人ひとりの人権は守られていると思いますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■ 現在関心を持っている人権問題

Q 以下にあげた各人権問題の中で、あなたが現在関心をもっているものはどの問題ですか。
次の中からいくつでも選んで○をつけてください。



第 3 章 人権施策の総合的かつ効果的な推進

この指針を実効あるものにするためには、人権教育・人権啓発の推進をはじめ、人権教育・人権啓発を行う実施主体間のより緊密な連携を図ることが必要であり、県政の主役である県民との協働や、人権問題の専門家である人権擁護委員^{*}、民生委員・児童委員、保護司、学識経験者、人権関係の各種団体等との連携・協力による取組が求められています。

また、国、市町村との連携・協力体制を確保し、総合的かつ効果的な事業の推進を図ることが重要です。

このため、次の4つの視点から、県の人権施策を総合的かつ効果的に推進します。

- I 人権教育・人権啓発の推進
- II 相談体制の充実強化
- III 県民、関係機関等との連携
- IV マスメディア等の活用

分野別人権課題については、政府の「人権教育・啓発に関する基本計画」、法務省が定める啓発活動強調事項を基本として、施策に取り組むこととします。

I 人権教育・人権啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会を実現するためには、学校、家庭、職場、地域などあらゆる場を通して、人権に関する教育・啓発を行うことが重要です。

このため、県民一人ひとりの人権を尊重する意識が高まり、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう引き続き人権教育・人権啓発を推進します。

1 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）をいい、基本的人権の尊重の精神を正しく身に付けることをいいます。

地域の実情等を踏まえ、県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、他の人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、専門家や関係機関で構成する検討会議等の開催、学校教育、社会教育・生涯学習、家庭教育を推進します。

(1) 学校教育

学校教育においては、人格の基礎が形成される幼少期から青年期に至る間の人権教育は特に重要です。

政府の人権擁護推進審議会答申や「人権教育・啓発に関する基本計画」等と県内の状況を踏まえ、「岐阜県人権教育基本方針」に基づいて人権教育を推進し、全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりに取り組みます。

その際、幼児、児童・生徒の発達段階に応じながら、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養い、人と人との間に存在する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育を推進するよう努めます。

また特別な支援が必要な子どもには、一人ひとりの発達段階や障がいの状況に応じたきめ細かな指導の充実に努めるとともに、周りの子どもや地域の人々との交流を積極的に推進し、相互の社会性や豊かな人間関係の育成に努めます。

あわせて、人権にかかわる様々な情報があふれる中で、児童・生徒一人ひとりの情報を読み解く能力など必要な基盤となる能力を育てるとともに、雇用及び労働に関する人権問題に対処できるよう教育の充実に努めます。

幼稚園・認定こども園、特別支援学校幼稚部においては、豊かな体験活動を通して、幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを培うなど、心の充実に努めるとともに、幼児一人ひとりの良さや主体性が発揮される活動に努めます。

保育所においては、「保育所保育指針」に基づき、人に対する愛情と信頼感、互いに尊重する心を育てるとともに、子どもの人権に十分配慮した保育を行います。

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校においては、学校内における「いじめ」等の問題を厳粛に受け止め、命を守ることを最優先に考え、自己を見つめる力と他を思いやる心、豊かな人間性と自主的、実践的な態度を育てます。

また、教師と児童・生徒、そして児童・生徒相互の信頼関係を築き、児童・生徒一人ひとりの人格や尊厳を大切にされた教育の充実に努めます。

それぞれの園・学校においては、人権教育における行動力の育成を図るための取組である「ひびきあい活動」*を実施し、児童・生徒及び教職員等の一層の人権感覚の向上を図るとともに、家庭・地域と連携した人権教育を推進します。

(2) 社会教育・生涯学習

社会教育においては、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、世の中にある不合理な差別をなくすよう、生涯学習の視点を踏まえ、あらゆる社会生活の場面において人権に関する学習を推進します。

学習を進めるにあたっては、県と市町村の十分な連携のもと、受講者が抱える課題を反映したテーマの設定や、取組事例の発表、参加体験型の学習等を取り入れるなど常に改善や工夫に努めます。

地域における人権教育活動を効果あるものにするためには、地域に根づき、地域で人権教育・啓発活動を推進するリーダーを育成していくことが不可欠です。今後も引き続き地域のリーダー育成及び資質向上を図ります。

社会教育関係団体は地域を基盤に活動しており、人権が尊重される明るい地域

社会づくりに極めて大きな役割を果たしています。今後も、各種の社会教育関係団体の連帯や団体相互の交流、地域活動の広がりを創り出すような活動を促進します。

(3) 家庭教育

家庭は、人権に関する基本的な学習の場であり、特に子どもにとっては、人権意識をはぐくむ上で極めて重要な場です。親が偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないなど、人権問題を正しく理解した上で子どもと接することが重要です。

しかし、社会が変化する中、家庭の教育力の低下が指摘されるとともに育児不安、児童虐待、いじめなどが社会問題となっています。

このような中、これまで行われてきた家庭教育を支援するための取組をさらに進めていくため、2014年(平成26年)「岐阜県家庭教育支援条例」を制定しました。

これに基づき、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、家庭を取り巻く地域住民、学校、市町村等の関係者が連携して家庭を支えていく施策を進めます。

また、家庭教育においては、子どもの成長段階に応じ、生命の大切さや男女平等など、人権尊重の意識をはぐくむことが大切であることから、社会人権学習資料を作成し、保護者等に配布するなど、家庭に対する情報提供や、子育て相談などの支援、保護者の人権意識の高揚を図るため、学習機会の充実等に努めます。

2 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く)」(「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条)をいいます。

県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他の人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、県民や企業への啓発を推進します。

(1) 県民への啓発

県民が、人権尊重の理念に対する理解を深め、他の人の人権に配慮できるよう、多様な機会の提供や効果的な手法の採用などによる啓発活動を推進します。

毎年12月の人権週間(12月4日～12月10日)の取組の一環として「人権啓発フェスティバル in ぎふ」(主催:岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会)や人権啓発展を開催し、多くの県民、特に若者世代への啓発対象の拡大を図ります。

啓発ポスターの掲示、ラジオ・新聞等マスメディアの活用のほか、県民が「温かい心のふれあい」「心豊かなまちづくり」について気づききっかけづくりとして、県民のみなさまから応募をいただいた「ちょっといい話」*を紹介するなど、創意工夫をこらして様々な啓発活動を展開します。

また、岐阜県人権啓発センター[※]による人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発パネル・DVD等の貸出、人権に関する情報の収集・提供等により人権啓発の充実に努めます。

(2) 企業等への啓発

企業等においては、公正な採用、男女間の昇進や賃金格差の問題、セクシュアル・ハラスメント[※]（以下「セクハラ」という。）やパワーハラスメント[※]（以下「パワハラ」という。）等への対応、働く人の立場に立った働き方改革[※]が求められています。

また、2010年(平成22年)ISO26000[※]の中で、企業の社会的責任の中の中核的課題として人権が明記されるなど、企業の社会的責任(CSR[※])が一層重要視され、自社の従業員のみならず消費者や地域社会等への配慮も求められるようになっていきます。

企業等の人権に関する担当者を対象に、「まなざしセミナー（企業人権セミナー）」などの研修会、講演会を開催するとともに、啓発資料の配布、情報の提供、講師の派遣などの支援に努めます。

また、企業等における人材の採用にあたっては、公正な採用選考の確立を図り、就職の機会均等に取り組むよう、国等の関係機関と連携し、啓発活動を推進します。

3 人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修

県民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人を対象とした人権教育に取り組む必要があります。

特に、行政職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・福祉関係職員、マスメディア関係者など、人権にかかわりの深い分野の業務に従事している人は、個人情報の保護や個人のプライバシーへの配慮など人権尊重の視点から職務を遂行する必要があり、それぞれの機関において研修等を推進します。

(1) 行政職員

行政職員は、職員一人ひとりが、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、豊かな人権感覚を持つことが必要です。

このため、県職員については職員研修所での研修をはじめ、各課・事務所に設置されている人権啓発推進員による課内研修等により、人権問題を自らの課題と受け止め、その解決に向けた主体的な行動がとれるよう人権意識の高揚に努めています。

引き続き、新規採用や昇任した全職員に対し、その職務内容と責務に応じて様々な人権課題に係る研修を実施し、職員の人権意識の習得と定着に努めます。

また、県民により身近に接することの多い市町村職員の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、市町村に対し研修会等の実施を要請するとともに、必要に応じて講師を派遣するなど、連携・協力体制を推進します。

(2) 教職員

教職員は、子どもたちの人格形成や人権意識を高める上で、きわめて重要な役割を担っています。

そのため、教職員が人権に対する正しい理解と人権尊重の理念について十分な認識をもつことができるよう、校長・教頭を対象とした幹部研修や教員研修を実施し、全教育活動を通して、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりが推進される研修の充実を図っています。

今後は、これまで各教育事務所や学校が行ってきた研修の成果や実情を踏まえ、様々な人権課題について、具体的な事例を通して研修に努め、教職員の人権意識をより一層高めるように努めます。

(3) 警察職員

警察職員は、その職務上、人権にかかわる機会が多く、すべての警察職員が豊かな人権感覚を身につけ、人権を尊重した公正で親切な職務を執行することが求められています。

このため、職場や警察学校において、人権尊重に関する研修や授業、訓練等を行っています。

今後も研修等を実施し、被害者や被疑者などの人権に配慮した職務に努めます。

(4) 消防職員

消防職員は、県民の生命、身体の安全、財産の保護等を職務とし、その活動を通して密接に県民の日常生活と関わっていることから、人権意識を持って任務を遂行することが求められています。

このため、県消防学校において人権に対する正しい理解と認識を深めるために、人権問題に関する研修を実施しています。

今後も研修を実施し、各種消防業務において適切な対応が行えるよう努めます。

(5) 医療・福祉関係職員

医療関係職員は、県民の生命や健康の維持・増進に直接かかわる業務に従事していることから、業務遂行において、患者や家族のプライバシーに対する配慮や診療情報の守秘義務があり、人権意識に根ざした行動や判断が求められています。

このため、職員の採用時や職場などで人権に関する研修を実施し、医療・保健従事者の人権意識の高揚に努めます。

また、福祉関係職員は、高齢者、障がい者、子どもなどの介護業務から生活相談業務（いじめなど）などに直接携わっており、業務の遂行にあたっては、個人のプライバシーや人権尊重に対する十分な認識と配慮が求められています。

このため、福祉関係職員の人権に関する研修の実施や、人権意識の高揚を図り

ます。さらに、地域とのつながりの深い民生委員・児童委員についても研修会への参加を促し、人権意識の高揚に努めます。

(6) マスメディア関係者

新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアは、情報化社会の現在において社会的に大きな影響力を持っており、人権尊重の社会を形成する上で重要な役割を担っています。

したがって、公共的使命を踏まえ、かつ人権尊重の視点に立った取材活動や報道に心がけることが望まれることから、マスメディア関係者に対し、人権感覚を身につける社内啓発等に、自主的・積極的に取り組まれるよう働きかけます。

4 情報の収集・提供の推進

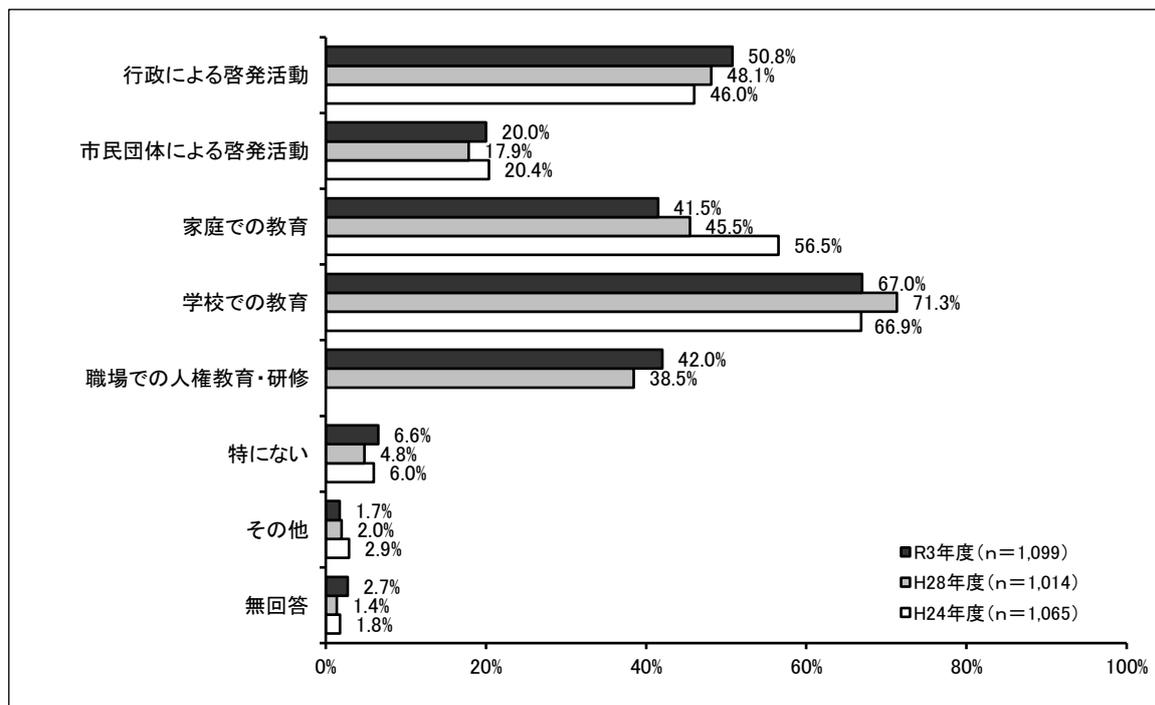
県民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権に関する情報の収集・提供は大きな要素の一つです。

このため、国をはじめ都道府県、市町村、各種関係機関・団体、報道機関等の人権に関する情報の収集や、有効な情報の共有に努めます。

また、これらの情報を県民、関係機関が容易に入手できるよう、県のウェブサイトや広報紙の発行などにより、効果のある情報提供に努めます。

■ 人権意識を高める方法

Q 人権意識を高める方法としては、どのようなものが有効と考えられますか。
次の中からいくつでも選んで○をつけてください。



Ⅱ 相談体制の充実強化

県民が人権に関する問題に直面したとき、様々な施策や制度、専門的な助言や支援によって問題が早期に解決され、保護や自立支援等が適切に行われることが必要です。多様な人権問題が生じている現状において、相談窓口の役割は大きくなっており、県民が様々な支援施策を円滑に活用できる相談機能の充実が重要です。

1 相談体制の充実強化

県では、人権一般の相談窓口として設置する「岐阜県人権啓発センター」*における電話・面接・メールによる人権相談などを充実させるとともに、相談者に適切な専門機関を紹介するように努めています。

人権に関わる県政各分野においても相談窓口の体制の充実に努めます。

2 相談機関の周知

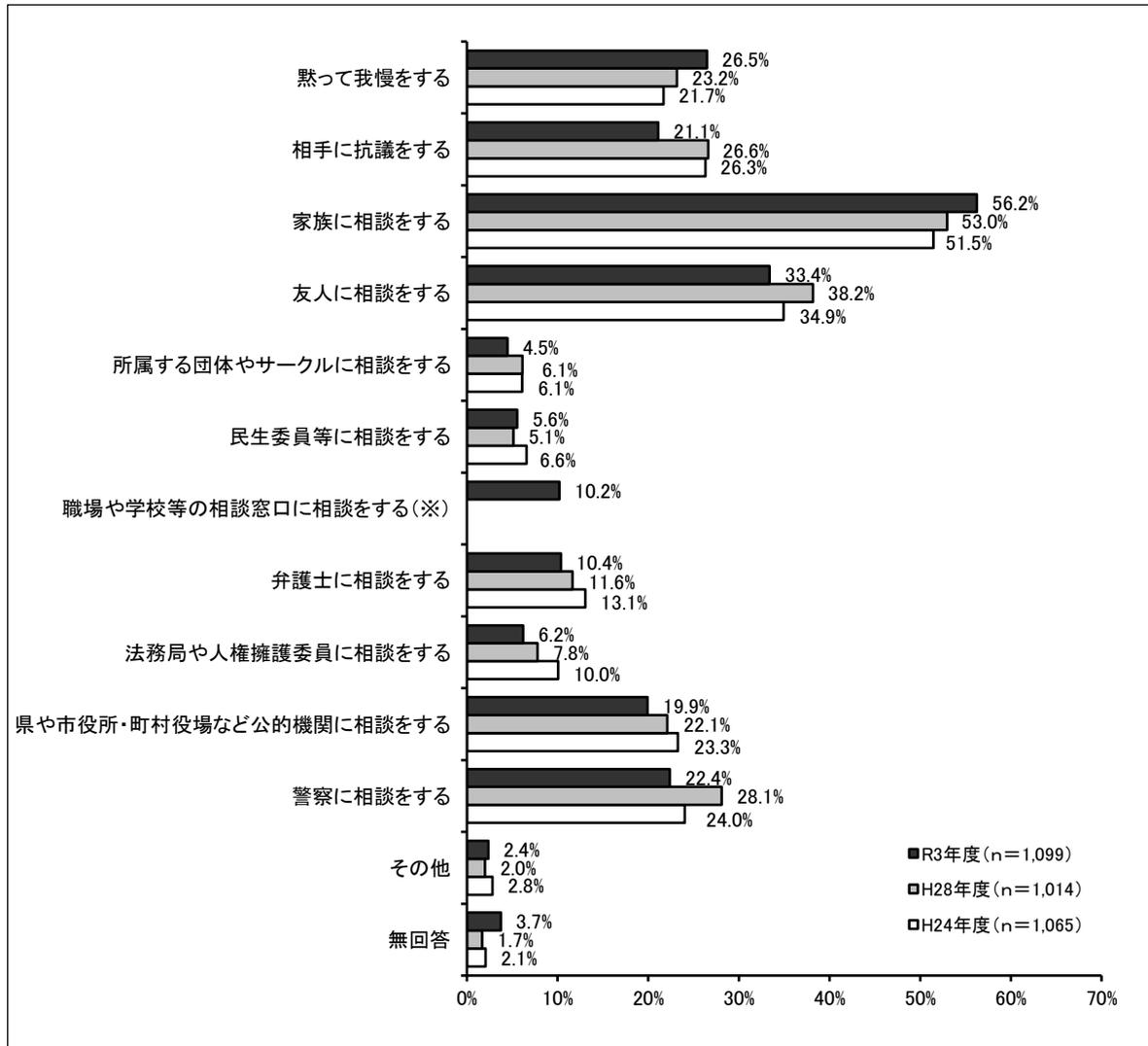
国、市町村や社会福祉関係などの各種団体が、配偶者等からの暴力、児童虐待、障がいのある人や高齢者の権利擁護等に関する相談など様々な相談窓口を設置し、住民からの相談に対応しています。

また、人権侵害に対する被害者の救済は、法務局、人権擁護委員*による人権侵犯事件の調査処理や最終的な紛争解決手段としての裁判制度により、被害者保護に取り組まれています。

県は、人権に関する相談等を行っている県内の国、県、市町村および各種団体の相談窓口について、必要な時に利用しやすいよう、情報の周知を図ります。

■ 人権侵害を受けた場合の対応

Q 人権侵害を受けた場合、どのような対応をしますか。
次の中からいくつでも選んで○をつけてください。



※ 今回選択肢を追加

Ⅲ 県民、関係機関等との連携

1 県民との協働

施策の推進にあたっては、何よりも県民が直面している個別課題が互いに「人間の問題」として呼応し合い、「響き合い、重なり合う」関係が重要であることから、より総合的な人権教育・人権啓発の推進が不可欠であり、県民一人ひとりの人権尊重の意識の高まりが重要です。

そのために、より多くの県民が人権問題を身近な問題としてとらえることができるよう、わかりやすく、親しみやすい啓発手法を創意工夫し、人権教育・人権啓発の推進を行います。

また、県のウェブサイトや各種講座・イベント・研修会などの参加者のアンケートなどを通して県民の皆さんの意見・提案を整理・分析し、今後の施策に反映するなどの取組を進めます。

さらに、人権教育・人権啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、国や市町村、専門家や関係団体との連携・協力に加え、企業や地域、学校などの理解と協力により一体となった推進が重要です。

地域に密着した人材である人権擁護委員*、民生委員・児童委員、保護司、社会施設職員、医療関係者、教職員に加えて、NPOやボランティア団体とのネットワークの充実に努めます。

2 専門家、各種団体等との連携

「岐阜県人権懇話会」*から人権施策の推進方策や県の取り組むべき人権課題等に関する意見を聴き、人権教育・人権啓発の総合的かつ効果的な施策推進の検討を進めるとともに、「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」*の組織力や活動の充実・強化を図るなど協力体制を強化し、幅広い取組を進めます。

また、女性、子ども、高齢者、障がい者等の様々な人権課題ごとに関係する機関において策定されている計画等に基づき取組が実施されていますが、これらをより総合的かつ効果的に推進するため、一層緊密な連携を図り、施策を進めます。

さらに、人権教育・人権啓発の推進のため、学識経験者、各種団体代表者等で構成される「岐阜県人権教育協議会」や「岐阜県生徒指導推進会議」等との連携を図ります。また、企業における主体的な取組を積極的に支援します。

3 国・市町村との連携

国（法務省岐阜地方法務局）とは、県等と共に組織する「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」において、連携して総合的・効果的な人権教育・人権啓発の推進を図ってきたところであり、今後も連携・協力を一層強化します。

また、県民にとって最も身近な市町村は、地域の実情に応じたきめ細かい取組を行うことが期待されています。県においても市町村の行う人権啓発活動の周知に

協力するとともに、相談機関の状況等をウェブサイトに掲載するなど、市町村が実施する取組への支援や助言を実施します。

4 庁内の連携

県における人権施策を推進するため、庁内の「岐阜県人権施策推進連絡協議会」において、連携・協力を図るとともに、個別の人権問題への迅速な対応に努めます。

IV マスメディア等の活用

人権教育・人権啓発の推進にあたっては、マスメディアの果たす役割はきわめて大きく、人権尊重の理念の重要性をより多くの県民に効果的に伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠であり、これまでテレビ、ラジオ、新聞等を活用した人権教育・人権啓発活動を積極的に展開してきました。

今後も、マスメディアへの積極的な情報提供をはじめ、マスメディアの多種多様な媒体の情報伝達力を最大限に活用した人権教育・人権啓発を推進します。

また、ウェブサイトなど県の広報媒体による啓発をはじめ、啓発用パンフレットやリーフレットの効果的な活用を図り、人権啓発活動を推進します。

V 進行管理及び見直し

進捗状況については、毎年、定期的に進行管理を行い、その結果を施策の推進に反映します。

指針改定後は、2023年度(令和5年度)から2027年度(令和9年度)までの5年間の推進期間内における具体的な施策に対する検証を行っていきます。

また、県民の意見、県民意識のデータの収集や、社会情勢の変化等による新たな人権課題への対応など、必要に応じて見直しを行うなど、内容の充実を図っていきます。